平成15年3月26日公企告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、太宰府市水道事業給水条例(昭和40年条例第177号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水工事)

第2条 給水装置に関する工事及び調査は、日の出から日没までの間に行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(他人の給水装置を使用する給水装置の設置)

- 第3条 やむを得ない理由により他人の給水装置(以下「本管」という。)の一部を使用して自己の給水装置(以下「支管」という。)を設置しようとするときは、本管所有者から支管引用の承諾を得なければならない。
- 2 本管所有者又はその管理人が給水装置を撤去しようとするときは、あらかじめ支管所有者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、支管の所有者又は管理人が引続いて給水を受けようとするときは、その給水装置の改造又は本管取得の手続きをしなければならない。 (水道メーターの位置の変更)
- 第4条 市の水道メーター(以下「メーター」という。)の位置は、市の都合で変更する場合のほか、その位置を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)は位置の変更を請求することができる。
- 2 前項ただし書の規定によりメーターの位置を変更する場合は、その費用は水 道使用者等の負担とする。

(メーターの亡失又はき損等の届出)

第5条 メーターを亡失若しくはき損した場合又はその機能に異常があると認め た場合は、水道使用者等は、遅滞なく水道事業管理者(以下「管理者」という。) に届け出なければならない。

(使用水量等の通知)

第6条 メーターを計量した時は、使用者に使用水量を通知する。ただし、異常

その他事故によりメーター指針が明確でないと認めた時は、その理由を通知する。

(平23公企告示5·一部改正)

(メーター機能試験の請求)

第7条 水道使用者等は、メーターの機能試験を請求することができる。

(定例日)

第8条 条例第26条の定例日とは、各期の偶数月の翌月の1日から5日までとする。

(平23公企告示5·一部改正)

(期の区分)

第9条 条例第26条第1項の規定による期の区分は、次の表に掲げるとおりとする。

期	1	2	3
属する月	3月、4月	5月、6月	7月、8月
期	4	5	6
属する月	9月、10月	11月、12月	1月、2月

(平23公企告示5・追加)

(料金納入期限)

第10条 条例第30条本文の規定により毎月徴収する料金の納期限は、次の表に掲げるとおりとする。

使用月	1 其	明分	2 其	明分	3 ‡	朝分
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
請求月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
納期限	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日
使用月	4 其	引分	5期分		6 期分	
	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月
請求月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月
納期限	11月30日	12月31日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別な理由があると認めたときは、納

期限を変更することができる。

(平23公企告示5 · 追加)

(料金)

第11条 水道の使用中止又は廃止の届出がないときは、メーターに使用水量を表示しない場合でも基本料金及びメーター使用料を徴収する。

(平23公企告示5・旧第9条繰下)

(証票)

第12条 職務のため企業職員が家屋又は土地に立ち入る場合は、その身分を証明 する証票を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければなら ない。

(平29公企告示3・全改)

(簡易専用水道の設置等の届出)

- 第13条 受水槽の設置者は、当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用するに 至ったときは、速やかに簡易専用水道設置届(様式第10号)を市長に届け出な ければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、次の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速 やかに簡易専用水道届出事項変更届(様式第11号)を市長に届け出なければな らない。
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名)
 - (3) 受水槽、高置水槽その他の給水設備の構造及び給水管の材質
- 3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに簡易専用水道廃止(休止)届(様式第12号)を市長に届け出なければならない。

(平29公企告示 3·全改)

(改善の指示等)

第14条 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第36条第3項の規 定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、 市長は、改善指示書(様式第13号)により行うものとする。 (平29公企告示3・全改)

(給水停止命令)

- 第15条 法第37条の規定により簡易専用水道の設置者に、給水を停止すべきことを命じるときは、市長は、給水停止命令書(様式第14号)により行うものとする。
- 2 前項の給水停止命令を行った場合であって、水道水の管理上必要と認めると きは、市長は、簡易専用水道の設置者に対してその旨を通知するものとする。

(平29公企告示3・追加)

(給水の緊急停止の報告)

第16条 簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(平29公企告示3・追加)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

- 第17条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため に必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
 - (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に 規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は管 理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査

及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平29公企告示3・追加)

(届出等に関する様式)

第18条 条例及びこの告示の施行に関する申込み又は届出等は、別表の様式による。

(平29公企告示3・追加)

附則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年公企告示第1号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年公企告示第5号)

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年公企告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年公企告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第18条関係)

(平23公企告示5・平29公企告示3・一部改正)

届出書等の様式

様式番号	様式の名称	摘要
1	給水装置(新設・改造・増設・撤去)工事申込書	条 6
2	上下水道使用開始・変更・中止届	条15・20
2 Ø 2	上下水道使用開始・変更・中止届	条15・20
3	給水装置所有者代理人届	条16
4	給水装置所有者代理人変更届	条 20
5	共用・共有給水装置の管理人(選定・変更)届	条17・20
6	給水装置用途変更届	条 20
7	給水装置所有者変更届	条20
8	メーター亡失・き損届	規 5

9	ご使用水量等のお知らせ	規 6
10	簡易専用水道設置届	規13
11	簡易専用水道届出事項変更届	規13
12	簡易専用水道廃止(休止)届	規13
13	改善指示書	規14
14	給水停止命令書	規15

様式第1号(第12条関係)

行政区名 事前審査印		市水・併用・名	その他・($) \rightarrow ($)
給水装置工事申込書		(新設・増設) 改造・撤去) 券	·	係	長 課 長
太宰府市長 殿	水栓所在地	太宰府市			
太宰府市水道事業給水条例並びに関係規程等に基づき、給水工事を申し込み	使 用 区 分	一般住宅・建売・店舗	・アパート・イ	告家・止水栓ま	で・その他
ます。 なお下記注意事項を遵守します。	水栓所有者				
年 月 日	水栓使用者				
申 込 者 氏 名	建築確認番号	確	認年月日	年	月 日
申 込 者 住 所 <u>TEL</u>	メーター口径		- ター個数		個
委 任 状	負 担 金	調定番号(手)(負)	;	¥	円
上記給水工事に係る諸手続き、並びに工事負担金・工事用水代金等の授受に 関する事	及び手数料	納入年月日 (手)		年	月 日
委任代理人 氏名	設 計 審 査	審查日		日審查員	印
住所	道路占用	国・県・市・利	弘道 本管口	1径及び 種	mm
	施行許可日	年	月	В	
委任者(申込書)氏名		検 査 日	年 月	日 検 査 員	印
注 意 事 項	完 了 検 査	水 栓 番 号			
○上記工事場所の給水工事を3月間施行しない場合は、申込みを取り消します。		メーター番号			
○メーターは、使用者又は管理人(いない場合は所有者)が、検針員の業務に影	受 水 槽	m³(有効容量)			
響がでないよう責任をもって管理します。 ○使用者は、水道水が汚染又は漏水しないように給水装置を管理し、異常があ	給水主任技術者名				
るときは直ちに上下水道施設課へ連絡します。	指定工事店名				
○修理に要する費用は原則として使用者が負担します。	受付年月日	年 月	日受付	計番 号	印

様式第2号	(笙194	7	即	(조)
73ペンション クー	(カフェムフ	\sim	大	クバノ

上下水道使用開始・変更・中止届

太宰府市長 殿

下記住所の上水道を給水申し込みしたいので、太宰府市水道事業給水条例施行規程により届出します。

該当する番号に○印をつけて下さい。

1.	新開始(工事用)	5.	一般用→工事用
2.	新開始(一般用)	6.	工事用中止
3.	新開始で未入居	7.	一般用中止
4.	工事用→一般用	8.	その他()

				指定	工事店			
使用開始・中止日		年	月	日	電話番号	()	_	
フ リ ガ ナ 使 用 者 氏 名 (代 表 者 名)							世帯人員	人
使 用 住 所	太宰府市							
アパート名・屋号等								
料 金 請 求 先 住 所 (使用住所と異なる場合)								
氏 名 · 会 社 名					電話番号	()	_	
※共同住宅等で受水槽給 して下さい。	水の場合、	ハずれかり	に○印を	上下水道	 料金の均等	計算取扱いを	(申請する	・申請しない)

本水栓の水道メーターは、私が責任をもって管理します。

年 月 日

給水装置所有者 氏名

住所

メーター	口径	φ	mm	メーター番号			メーター指針	検定年月	年	戶 月
情 報	取 付	年	月日	年	月	日	開閉年月日	年 /	月	日

(太宰府市処理欄)

給水台帳番号		巡回番号	
水栓番号		地区番号	
使用者番号		検針人番号	
電算入力月日	月 日	入力担当者	
均等計算	取扱い申請書送付		

付近見取図(地図を裏面に添付可)	

上下水道使用(開始・変更・中止)届

年 月 日

太宰府市長 殿

下記の上下水道について、太宰府市水道事業給水条例及び太宰府市下水道条例の規程により、届出をします。

使用場所	太宰府市	
フリガナ		
使用者名		
届出者		
電話 ()	

									HEND	`			
事由	発生	年月日					年		月	日			
屋号	・アノ	ペート名句	等(部屋番号も言		使用人数				人				
水(の種	類		市水道	道 •	ŧ	井戸水	· †	7水道井戸	水併用			
届出事項 ※該当する項目に○印を付けてください。													
		使用開	始 (新 規 接	続	•	入	居)						
項		使用中」	止 清算方法	:(現金	口座。	• 納付	書・その他)			
		人員変	人員変更 (人→ 人)										
		水の種類	類の変更(市水	・井戸	≓ • (并用→	市水 ・ 井	戸・1	并用)				
目		使用者	名の変更(前使月	用者名)					
		その他											
料金	請求書	喜送付先	(上記以外の場合)			帰省先連續	絡先(学生の場合等)					
住所	:						住所						
氏名							氏名						
電話							電話						
水	水 栓 番 号								力		受	付	
使用者番号													
取付年月日													
メーター番号 口径													
	開始指針												
	官開女	治月					月						
備考													

給水装置所有者代理人届

年 月 日

太宰府市長 殿

水 栓 所 在 地 太宰府市

種別・水栓番号 専用・共用栓 第 号

使 用 者 名

上記給水装置の使用及び工事等に関する所有者の権利義務は、代理人が責任をもって履行します。

所有者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所 太宰府市

氏 名

囙

受		付	

様式第4号(第12条関係)

給水装置所有者代理人変更届

年 月 日

太宰府市長 殿

水 栓 所 在 地 太宰府市

種別・水栓番号 専用・共用栓 第 号

使 用 者 名

上記給水装置の所有者代理人を下記のとおり変更しますのでお届けします。

所有者

住 所

氏 名

印

代理人

変更	住	所	太宰府市
前	氏	名	
変更	住	所	太宰府市
更後	氏	名	

受	付

共用・共有給水装置の管理人(選定・変更)届

年 月 日

太宰府市長 殿

給水装置の所在地	太宰府市	
共用・共有給水装置		
に連絡した水栓番号		
旧 管 理 人	住 所	
住所・氏名(ふりがな)	氏 名	印
新 管 理 人	住 所	
住所・氏名(ふりがな)	氏 名	印

私たちの共用・共有部分の給水装置の管理人を 月 日より上記のとおり、(選定・変更) しますので連署をもってお届けします。

本栓に関する管理義務は、一切を新管理人において引き継ぎ履行します。

<i>I</i> -	ar:	rr.	l a	Ľп	144.	#
住	所	氏	名	印	摘	要

#: 0	受	———— 付
共の略図		1.1
共用部分		
用		
一部		
ガ		

給水装置用途変更届

年 月 日

太宰府市長 殿

住 所 太宰府市 氏 名

下記のとおり 月 日より用途を変更しますのでお届けします。

記

水	、 栓		番	号	専用 第 号		旧用途	新用途	
水	栓	所	在	地	太宰府市				
			にお <i>に</i> ひ指			r	摘要 n ³		

受 付	

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

太宰府市長 殿

給水	、装置	の所	在地	太宰府市	
旧	所	有	者	印	ı
氏	名	(ふり)	がな)	Hi	
新	所	有	者	印	
氏	名	(ふり)	がな)	Hi	

この度、上記給水装置所有者を 月 日より変更しますのでお届けします。 本給水装置に関する管理義務は、一切新所有者において引き継ぎ履行します。

受	付

メーター亡失・き損届

年 月 日

太宰府市長 殿

住 所

氏 名

印

下記給水装置に取りつけの水道メーターを亡失・き損いたしましたので太宰府市水道事業給水条例第19条第4項の規定により損害額を弁償いたします。

記

水	栓	所	在	E 地	太宰府	守市								
水	栓		番	号	専用	栓第 号 作業区 整:						理番号	17	
給	水 装	置	所	有 者	住所	主所 氏名								
メ	<u> </u>		タ		種別				口径			番号		
メ・	ーター	を亡	失	き損	の原因と	スは状況						受	付	

様式第9号(第6条関係)

ご 使 用 水 量 等 の お 知 ら せ (このお知らせ表により集金することはありません。)

お問い合わせはお客様番号で

お客様番号								
メーク	ター番号				口 彳	圣		
水の	の種類	用	途		支払方法	去	検針員	
使場	用 所							
使月	用期間							
世春	世帯人員				集合世帯数			
今回	今回指針			${\tt m}^3$				
前回	前回指針			m³ メーター取替		持 針	m^3	
請求年月								
7.	水道使用量		m ³			m^3		
下	水道使用	量	m ³				m^3	
請	水道料	金			円			円
(税 求	下水道例	巨用料			円			円
(税込)	合計金	淦額			円			円
額								

メモ

水道料金等口座振替済のお知らせ

請求年月		
水道料金	円	円
下水道使用料	円	円
合計金額(税込)	円	円
振 替 日		

上記の金額を領収いたしました。

太宰府市長 公印

裏面もご覧ください

太宰府市長 殿

簡易専用水道設置届

所在地

水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道を次のとおり設置したので、太宰府市給水条例施行規程第13条第1項の規定により届け出ます。

名称

建	築	物	太宝	通称
設	置	者	住所	「(法人又は組合にあっては、その事務所の E地) 電話 氏名(法人又は組合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
管	理	者	住月	(又は所属) 氏名 電話
	建	築構	造	□SRC □RC □S □木造 □その他() 年竣工
建築物	用		途	□アパート・マンション(賃貸・分譲) □店舗 □学校□病院 □旅館 □飲食店 □その他()
物の概要	延べ床面積			m ² 地上 階・地下 階 特定建築物の届 □有□無
	利	用者	数	居住者 人(又は世帯) その他の利用者 人/日
	使	用水	. 量	m³/日 水道直結栓 □有(個) □無
	党	設置場		□屋内(階)□屋外□その他(
		I. I.	-	□地上式 □床置式 □地下埋込式 □半地下式
		材	貿	[│ □鉄筋コンクリート □鋼 □FRP □その他()
給	槽	有効	容量	基 タテ ヨコ 有効水深 m³(m× m× m) 総有効容量 m³ m³(m× m× m) m³(m× m× m)
水	高 設置場所			「□屋内 □屋外 □その他()
施		村 質 材 質 木 有効容量		【 □鉄筋コンクリート □鋼 □FRP □その他()
設の概要	水			基 タテ ヨコ 有効水深 m³(m× m× m) m³(m× m× m) m³(m× m× m) m³(m× m× m) 総有効容量 m³ m³(m× m× m) m³(m× m× m)
	給	水管の	対貿	□ビニールライニング鋼管 □塩ビ管 □鋼管 □鉛管 □その他()
	塩	素 滅	菌核	□ 有 □無 防 錆 剤 使 用 □ 有 (名称)□無
	消	防力	用力	【 □同一水槽 □別水槽 汚 水 槽 □有 □無
	給	水	管理	□自主 □委託(業者名)
	貯	水槽の	分掃隊	□自主 □委託(業者名)

(裏面)

施設付近の見取図	

太宰府市長 殿

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、その名称、

主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道届出事項変更届

簡易専用水道について次のとおり変更を生じたので、太宰府市給水条例施行規程第 13 条 第 2 項の規定により届け出ます。

建築物の名称	(通称:)
建築物の所在地	太宰府市
変 更 事 項	
変更年月日	年 月 日

(あて先)太宰府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、その名称、

主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道廃止(休止)届

簡易専用水道を次のとおり廃止(休止)したので、太宰府市給水条例施行規程第 13 条第 3 項により届け出ます。

建築物の名称	(通称:)
建築物の所在地	太宰府市						
休 止 期 間	年	月	日から	年	月	日まで	
廃止年月日		年	月	日			
廃止(休止)理由							

住 所

氏 名 様

太宰府市長

改善指示書

下記の簡易専用水道について、水道法第36条第3項の規定により改善を指示する。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 改善を要する事項

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、太宰府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、太宰府市を被告として(訴訟において太宰府市を代表するものは、実施機関となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決が あったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 住 所

氏 名 様

太宰府市長

給水停止命令書

下記の簡易専用水道について、水道法第37条の規定により給水の停止を命じる。

記

- 1 施設の名称
- 2 給水停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、太宰府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、太宰府市を被告として(訴訟において太宰府市を代表するものは、実施機関となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決が あったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 様式第1号(第12条関係)

(平23公企告示5・平29公企告示2・一部改正)

様式第2号(第12条関係)

(平23公企告示5·一部改正)

様式第2号の2 (第12条関係)

(平23公企告示5·一部改正)

様式第3号(第12条関係)

(平23公企告示5 · 一部改正)

様式第4号(第12条関係)

(平23公企告示5 · 一部改正)

様式第5号(第12条関係)

(平23公企告示5·一部改正)

様式第6号(第12条関係)

(平23公企告示5·一部改正)

様式第7号(第12条関係)

(平23公企告示5·一部改正)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第6条関係)

(平23公企告示5・全改)

様式第10号(第13条関係)

(平29公企告示3・追加)

様式第11号(第13条関係)

(平29公企告示3・追加)

様式第12号(第13条関係)

(平29公企告示3・追加)

様式第13号(第14条関係)

(平29公企告示3・追加)

様式第14号(第15条関係)

(平29公企告示3・追加)